

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年10月16日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和6年10月16日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年10月16日（水） 午後3時30分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信
（10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子
（14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（9番）松田 祥治 （17番）藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第63号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）

議案第64号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第65号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

議案第66号 令和7年度防府市農業施策等に関する意見書（別冊）

報告第63号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第64号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第65号 農地法第18条（通知）

報告第66号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第67号 農地法施行規則該当転用届

報告第68号 現況証明書の発行について

報告第69号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

14番 末廣 儀久委員

15番 弘中ヨネ子委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度10月の月例総会を開催いたします。

本日は、9番、松田委員、17番、藤井会長が欠席でございます。4番、関谷委員は遅れるというところでございます。

ただいま過半数の委員が御出席でございますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、本日は会長欠席のため、会長職務代理の原田委員に議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○原田会長職務代理者 原田です。今日、会長が急遽欠席ということを今朝連絡をいただきまして、私のほうで今日は代わりに議長をやらせていただきます。何分にも不慣れでございますので、皆様方の御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、一応座って進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、14番、末廣委員、15番、弘中委員のお二方をお願いします。よろしくお願いします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議案第60号について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第60号、初めに、図面資料の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡票を御覧ください。図面資料1ページの地図が差替えになります。

御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第60号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は5件になります。目的については、所有権の移転が5件です。

譲受理由は、相手方の要望によるものが1件、新規就農が2件、農地拡大が2件です。譲渡理由は、耕作困難が3件、相手方の要望によるものが2件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○12番 12番、松永です。議案第60号の1は所有権移転の申請です。資料は1から4ページです。

現地確認を10月10日に事務局2名と熊安委員とで、10月11日に申請者への聞き取りを行いました。

現地は、———から———mのところにあります。話をお聞きしたところ、田畑の管理は———がされていましたが、———、御本人は———があり、維持管理が困難であるために譲り渡すとされました。

譲受人は、———しており、耕作しやすいことから譲り受けることにしたということです。

第1号の全部効率利用要件について、特に問題ないと思われます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の資格及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、———効率よく耕作できることから、特に問題ないと判断します。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第1項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に意見がないようですので、採決に入ります。

1番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたしました。

続きまして、2番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○12番 12番、松永です。議案第60号の2は、所有権移転の申請です。資料は5から8ページです。

現地確認を10月10日に事務局2名と熊安委員と、10月11日に申請者への聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、———から———に———kmぐらいのところにあります。

話を聞いたところ、譲渡人は———おり、維持管理が困難であるために譲渡しとされ、譲受人は今回、———農地を取得し、農業に取り組みたいとのこと
です。

資料の5ページを御覧ください。

一見山林のような場所に見えますが、現地は栗や柿などの果樹が植えてあります。それ以外にはセイタカアワダチソウが伸びている状態で、現時点では非農地判断等を行えるような状況ではありません。

譲受人は———ため農作業は———となりますが、これから野菜や果樹を育てていくのが楽しみだ、農業についてはまだまだ分からないことが多いので、いろいろ教えてくださいとお話がありました。意欲的な姿勢が感じられました。

農機具について、営農計画書に一般的な農機具と書いてあったため、どのようなものをお持ちか尋ねたところ、スコップやくわなど、簡易的なもののみ所有しているということでした。少々心もとないこともありますので、今後必要なもの等のアドバイスをしていければよいと思います。

現地は山に近く、そのまま放置していると木が生えてくるため、草刈りはしっかりやるよう伝えました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、特に問題ないと思われます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、———、効率よく耕作できることから、特に問題ないと判断します。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、周辺に農地がないため、特に問題は起こらないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たされていると判

断します。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。

一応確認であります、農作業常時従事要件であります、これは年間どのくらい農業に従事されるとかいうことは聞いておられますか。何時間とか。そういうのは大事なかなあとと思いますけれど。

○12番 そこまでは聞いておりません。

○原田会長職務代理者 営農計画には、————と考えているというふうに書いてありますけれども、どうなのでしょうね。どうぞ。

○6番 いや、ちょっと荒れているということは結構骨が折れるんじゃないかなあと。一反草刈りするんだったら、これは多分何もされたことないので丸一日ぐらいかかる、本気でやっても丸一日じゃ済まないんじゃないかなあと。多分竹叢でしょうかね。いっきにばさっとやるんじゃないんでしょうから。だから、そういうのも含めて結構根気がいる作業かなあとと思うので、助言のほう、しっかりフォローしていただいたらいいのかなあとと思います。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

じゃあ、松永さん、新規就農の方によろしく御指導のほうお願いいたします。

○12番 はい。

○原田会長職務代理者 ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続いて、3番、地元委員の方、お願いします——と言っても3番は私なので、私のほうから3番の議案は説明したいと思います。

議案第60号の3は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認及び関係者への聞き取りを10月10日に行いましたので報告いたします。

現地は、資料9から12ページのとおり、————を——へ——mほどのところに位置しております。

地区的にはこれは——という地区なんですけれども、11ページのとおり、面積は約——弱なんですけれども、筆数は——筆に分かれております。実体は——筆に分かれていますけれども、

いわゆる一体化した一つの農地というふうに言えるかと思います。

まず、農地の現況ですが、ここ数年は耕作がされておらず、セイタカアワダチソウ等の雑草がもう全体的に繁茂しているという状況です。

譲渡人は———まで、この11ページでいう———、これは———なのですが、———
———おりましたけれども、現在は———ということで———とい
うことで、農地だけでなく実家も含めて売却を希望し、不動産屋に相談をしていたということです。
このたび、ようやく購入希望の譲受人と話がまとまって譲り渡すということになったということです。

譲受人は、以前より農家住宅を探していたということから、今回、農地つきで購入することにした
ということです。

12ページの営農計画書に記載されているように、譲受人はこの———の土地と住宅を購
入し、隣接する農地で———と一緒に季節の野菜類を作付したいということでした。現在は
———、農機具はほとんど保有をしていないということで今後、必要な農機具は購入す
るというふうな話をしておりました。

現場は、かなりセイタカアワダチソウが生えていまして、先ほどの案件と同じように、これは多
分、野菜を作るようにするにはかなりの努力が要るんじゃないかなあということで、草刈り機程度
では無理ですよという話をしたら、知り合いに機械を持っている人がいるので、まず最初の草刈り
はその人にやってもらおうというようなことを考えているというふうに言っておりました。

ちょっと年齢は聞いていないんですけども、———というふうに言われていたので、
———というふうに思いました。以前からこういう住宅を探していたというこ
とで、農地については自分が思っていたよりはちょっと広かったなあということですが、
まあ———m²ですから頑張ってやればできないことはないよということで、しっかりやるように
という話はしておきました。

この計画書には中古の農機具を買う予定だというふうに書いてありますので、一応それを信用し
て頑張ってやってくださいということをお願いをしておきました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、許可要件の全てを一
応満たしているというふうに判断をしました。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特にご意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続いて、4番の議案ですけれども、これも私が担当になっておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第65号の4は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認及び関係者への聞き取りを10月10日に行いましたので報告いたします。

現地は、資料13から16ページのとおり、———です。———

———あたり、———

———んですが、その———のすぐ一側です。

13ページの地図に———という地名が載っていますけれども、この橋のすぐ一側の———
———東側と西側の農地一筆ですけれども、この東側の農地は、これは筆が一つに分かれていますけれども、実体は一つの一体化した農地となっております。

まず、この農地の現況ですけれども、今年まで———のほうで———
———耕作をしておりました。片方が小麦です。西側のほうが小麦、———、———は
ヒノヒカリを植えておまして、3日前に刈り取ったばかりです。

既に譲受人のほうからは3か月くらい前に———に相談があつて、実は売却したいということで
で事前に相談は受けていたんですけれども、今回、話がまとまったということで、この譲渡人の住所は———
———、———ということでは何かしたいと、早く処分したいということで
私も誰かいないかということで相続を受けていたんですが、今回は譲渡人が直接、譲受人に話を持ち
かけて話がまとまったということです。

譲受人の住所がここに書いてあるとおり、———で、———方
です。ということで話がまとまったということです。

譲受人は年齢が———近い方なんですけれども、本当はもう受けたくないんだけど、知り
合いだし、———、———もあつて、家と農地、一緒にま
あいいかということで引き受けたということです。

引き受けた以上はちゃんと作らなきゃ駄目ですよというふうに言っているんですけれども、———
———にいつまで続くかなという感じはするんですが、営農計画書のとおり、それと資料のと
おり、現在その譲受人そのものは———です。借入れも———ぐらいありますので、———近く現
在、———耕作をしています。全部、稲作です。今回、取得する分についても水稻を作付するとい
うようなことを言っていました。

当然今も農業をやっておられる方なので、耕運機、それから草刈り機、田植え機、コンバイン、

軽トラック——耕運機と書いてありますけれど、——

トラクターは持っているんですよ。それから、田植え機、コンバイン、全部持っています。

それから、——なので、農業そのものは全く問題ないだろうというふうに思います。

そういったことから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、全て許可要件を満たしているというふうに判断をいたします。

皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。どうぞ。

○11番 11番、池田です。これまで——で耕作されておられたとお聞きしましたけれど、——というので農地を買い取るちゅうことは考えられなかったんですか。——はあまり増やされないんですかね。

○原田会長職務代理者 ——がですか。

○11番 はい。——のほうは。

○原田会長職務代理者 それじゃあ、——で申し上げますと、現在は——ございます。

——という声はかなりあるんですけれども、——という話になるので、——しておりません。

ですから、今現在、全部で——ha、筆数で——あるんですが、————ということで、——ではなくて、まだ——です。——。ただ、今後は不整形の土地、それから利用がしにくい土地については——ようというふうには思っていますけれど。

そういうことで一応、今回は合意解約をして、あくまでも取得した人に耕作をしてもらうということです。さっき言いましたように——なので、——と言うから、それはもうそのときはそのときで相談しましょうということで、今のところは大丈夫というふうに思います。よろしいですか。

○11番 はい。

○原田会長職務代理者 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続いて、5番、地元委員の方、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第60号の5は、所有権移転の案件です。

現場は、資料の17ページから22ページまでご覧ください。

申請地は、——から約——mぐらいへ行ったところにあります。

現地確認、聞き取り調査等を10月10日に行いました。

そして、譲渡人は——ため、——に一応確認をとりまして、行いました。

本人は、———ということで、農地法第3条の許可が受けられなかったで、———となってしまうと当時、近所の農家の指導を受けながらやられまして、現在では農作業の機械全てをそろえられております。

それと譲渡人も——となり、———したいということで、今回になってしまったということです。許可基準であります農地法第3条第2項、いずれも問題ないと思われます。以上です。皆様の御審議をお願いします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

それでは、議案第61号、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、図面資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

図面資料28ページ、被害防除計画書が差替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は23ページからになります。

議案第61号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は1件で、転用目的は、駐車場が1件です。

受付番号1番、駐車場です。資料は23ページからになります。農地の種別は、集団農地面積13.8haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。

議案第61号の1は、———狭く、自分の農地を駐車場に転用したいという案件です。

現地確認を10月10日に事務局お二人と私たちの4人で確認いたしました。

また、ヒアリングを10月14日に申請人と電話でお話ししましたので、その結果について御報告いたします。

現地は、お手元の資料23ページのとおりですが、———、農地です。

申請人に話を聞いたところ、26ページの事業計画書の中に書いてありますように、———
—するため、———造成し、———にしたいと
のことです。

資料の23ページにありますように、この農地区分は第1種農地で集団農地面積13.8haの農地で、施行令第12条に該当する農地です。施行規則第33条第4項、集落接続で許可されています。

次に、一般の基準ですが、土地の効率的な利用の確保という観点からも、許可基準を満たしていると思われます。

この———m²の土地には雑草が生えていましたので、今までの作付を伺ってみたところ、去年はトウモロコシ植えていたが、6月30日の大雨で全て駄目になったとのことでした。また、大雨により田がぬかるんで、この土地では作物ができないとのことでした。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。第4条申請になっていますが、この農地を寄附されるということなんですかね。

○13番 この農地は御自身のものです。

○2番 御自身のものであるけれど、———でしょう。

○13番 そうです。

○2番 そうすると、第4条じゃないですよ。それだけでは。人の為にやりよるんじゃから。

○原田会長職務代理者 事務局、すみません。

○事務局 今回の件については、———ということなんですけれども、事業計画書の事業実施者のところに———と、今回のことが記載されております。

実は第4条の場合でも事業実施者が異なる場合、例えばよくあるのが貸し駐車場とか、貸し資材置場とか、そういった用途の場合でも第4条ということでの転用は可能ではあります。それはこういった形で事業実施者をその事業所を書いていただくという形です。

○原田会長職務代理者 ———が所有している。

○事務局 そうです、はい。

○原田会長職務代理者 土地ということですよ。

○事務局 はい。なので、この事業実施者の欄のほうには———ということで、今回の申請者の名前が書いてあります。

○2番 そういうことであつたら自分の持つ農地を潰して、———というのが第1種農地でできるという話になりますか。

○事務局 できないわけではないんですけども、そこは貸し駐車場とかの場合であれば、例えば月極であれば誰に貸すとか、そのあたりまで明確に決まっている、もう駐車場は転用前の段階ではほぼ埋まっているような状態です、契約等で。そういったところはちょっと条件的として見るようになってます。

○原田会長職務代理者 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今の確認なんですが、これは駐車場ということでありますが、たしかこの———と思うんです。だから、そういう方針じゃないんですかね。だから、私はいいんじゃないかと思っておるんですが。たしか———といっても、———と思うんですよ。

だから、第4条は貸しというか、———、そういう趣旨であろうかと思っておるんで、特に問題ないと思うんですが、どうでしょうか。

○事務局 そうですね。先ほど貸し駐車場と言ったのは、あくまで一例でのお話ですので、今回に関しては特に差支えはないのかなとは思います。

○原田会長職務代理者 よろしいですか。

○6番 はい。

○原田会長職務代理者 ほかに御意見は。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

それでは、議案第62号、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は29ページからとなります。

議案第62号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回、提出された件数は7件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が2件、太陽光発電設備への搬入路が1件、資材置場が1件、建売住宅が1件、事務所・倉庫・駐車場が1件、自己用住宅の敷地拡張が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は29ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.8haの農地で、———から———mから———mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は、資材置場です。資料は37ページからになります。農地の種別は、集団農地面積3.2haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。

受付番号3は、建売住宅です。資料は43ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号4は、事務所・倉庫・駐車場です。資料は49ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は55ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.8haの農地で、———から———mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号6は、太陽光発電設備への搬入路です。資料は63ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.8haの農地で、———から———mから———mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

許可後2年以内に原状回復予定の一時転用です。

受付番号7は、自己用住宅の敷地拡張です。資料は69ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第62号の1は、譲渡人2人が、太陽光発電設備の会社に譲り渡すという転用申請でございます。

現地確認を10月8日、午後3時から事務局2名と石川小委員長と私の4人で行いました。

また、関係者への聞き取りを電話ですけれど、15日に行いましたので報告をいたします。

資料は29ページから35ページまでです。

場所は、29、30ページを御覧ください。

———から———に約———mから———mの位置で、———と思われま

譲渡人の田は———へ登録されていましたが、利用者もなく、———となられ、長い間、

困っておられました。それで、太陽光のお話に応じられたそうです。

33ページの図面を見ますと、建蔽率が22.8%となっていますが、南のほうに空きが多いようなので、司法書士さんの方にお聞きしますと、隣接者から御意見が出まして、隣接者への配慮をしたそうです。それで空きを多く取ってあるそうです。関係者には、事業計画書に沿って工事をお願いしますと伝えました。

また、計画書に「道路・水路等の管理者はなし」とありますが、現在は道路等、近所の方あるいは奥のほうに田を耕作している方が草刈りとか、またボランティアの方たちの行為で草刈り作業をされており、道もきれいにされていますが、これが一面太陽光になると一般の人は立ち入らなくなりますので、ボランティアの人たちのまた———されますし、多分大やぶになるのではないかと、これも時間の問題だと思われます。

各地で同様のことが現在、起こっています。将来的には、やはり行政の力が必要なのではないかなあというふうに今回思いました。

また、図面の北側のほうは水路とかあぜ道がありますけれど、この管理もきちんとしてくださるように伝えましたが、———を払えば済むというのどうかなあと思うんですね。

———とそういうふうな約束をされたりとか、この辺りはしておられるんですけど、実際問題として私たちも現地を見まして随分と草が水路に覆ってきておりまして、これも司法書士さんにもお願いしたんですけど、一応伝えてくださいということで、きちんと管理されるように———の問題ではないような気がしますので、やはりこの太陽光に対する条例ですかね、そういう面も早くきちんとしないと、国はどんどん太陽光を進めていますので、これからも道が通れなくなるような、実際もう通れないところもあるんです。そのような事態が起こり得るし、市も本当に困るんじゃないかなというふうに思っております。

29ページにございますように、第2種農地と判断いたします。以上で、報告を終わります。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですかね。

では、私のほうから一つ。この申請地の29ページですよね。この斜線のあるところは今、全部これはもう既に太陽光になっているわけですね。これは全部。

○1番 太陽光だけではないんですね。資材置場もありますけれど、ほとんどが太陽光です。

○原田会長職務代理者 この申請地は今、南側、ここは耕作されていると言われましたか。

○1番 そうですね、———がやはり耕作されております。その———のほうに家がある方なんですけれど、先般その太陽光が家の近くにできたら大変だと、———を買われた方が耕作されております。

○原田会長職務代理者 先ほど配慮して空けたと言われたでしょう。

○1番 はい。

○原田会長職務代理者 その地権者が南側の地権者ということですね。

○1番 そうですね、はい。南側一帯です。

○原田会長職務代理者 どうぞ。

○5番 5番の原田です。ちょっとお聞きするんですけど、今のこれは一筆になっていますけれど、面積的に見て——が—— m^2 であります。しかも、これを今、一側が空いているようにも見えますけれど、これは一町だけで今のこのパネルが十分入るんじゃないかなというふうに思うんですけど、この一筆を潰す必要があるのかというところをお聞きしたいです。

○1番 これは私にもよく分かりません。私もちょっとどうかなって思ったんですけど、どうなんでしょうね。先を見据えたと言われるわけですから。でも、その隣の人は多分、——じゃないかなと思うんですけど。私もちょっと思ったんですよ。南のほうは、もう本当に——です。——ははっきりおっしゃっている人、だから土地を買われたっていうふうな人です。

その土地も、先日から出ている並びのところで西側のほうにたくさん土地を持っていらっしゃるんですけど、——なんですよ。だから、その辺は私もよく分かりません。

○原田会長職務代理者 よろしいですか。（発言する者あり）どうぞ。

○事務局 事務局からです。

この東側の土地の件、今日ちょっと行政書士のほうに尋ねてみたんですけども、こちらのほうはもともと土地の形が少しいびつであったということで、ちょっと段差があるみたいなんです。隣からちょっと離してパネルを置こうとした際に、そうすると段差とかの関係もあって、この東側のところには置けなかったということで伺っています。

○原田会長職務代理者 よろしいですか。ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○18番 18番、横木です。議案第62号の2番は、農地を資材置場に転用するという案件です。

現地確認は、9月25日に事務局の方2名と池田委員で行っております。

ヒアリングは10月9日に行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の38ページを参照してください。

—————の場所になります。

続いて、39ページを御覧ください。

7月の議案で、今回の譲受人が、地番の—————と—————の農地を取得されています。8月の議案で、地番の—————、そこを給水設備への進入路として転用されています。それで今回、残っていた申請地を資材置場に転用するという案件になります。

譲受人さんには、—————を案内していただきました。そのときの状況をお話しますと、現地は————— m^2 ぐらいあるんですかね。はっきりは分かりません。

一方は、足場材、そして三方にコンテナが置いてあり、廃棄物が入れてありました。敷地の中ほどでトラックの旋回あるいは廃棄物の選別をされているとのことでした。見た感じ、見たところ、ごみ一つ落ちていなくて4Sがかなり行き届いていました。コンテナの数もまだあるとのこと、空コンテナを置く場所が必要になったとのことでした。

無理ごとではあるんですが、資材置場ではなくて畑で取得されてはどうですかというお話もさせてもらったんですけど、畑は先ほど—————、あそこを畑として使っているの、それは畑としてはもう十分ですとのことでした。

また、この申請地を—————「—————」とも問いかけたんですけど、「—————」と、こういう話でした。

また、地番、—————の農地の持ち主の方もそこに入れますから、ちょっと声をかけてみたんですけど、もう農地は要らないということでした。

地元委員としては、致し方ないのかなとは思いますが、資料の37ページにありますように、ここは第1種農地ということで原則、転用することは許可されません。ただし、施行規則第35条の5は既存施設の拡張に該当するとのことですので、どこまで拡大解釈していいのか、私はちょっと分かっておりません。

皆様の御審議でよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。

御質問を受ける前に、事務局から今の最後の件の説明をお願いできますか。既存施設の拡張についてです。

○事務局 お手元の資料、本日配付おります農地法施行規則です。1枚目に書いております。こちらは農地法の施行規則のほうから抜粋しておりまして、2枚目のところに、第35条第5項ということで既存の施設の拡張です。ここを御覧いただくと、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るということです。

それで、既存の敷地に対して転用する面積が第1種農地だと2分の1未満であれば、第1種農地

の場合であっても転用可能であるというものになります。

次めくっていただいて、3枚目、4枚目、こちらは農地法の利用についてといいまして、国のほうで農水省等が作成しているものなんですけれども、こちらにもちょっと線を引いてあるところを御覧いただきましたら、一応、解釈がどういったものなのかいろいろ調べてみたんですけれども、あまり具体的に書いてある解釈というものがこれ以外はあまり見当たらずで、既存の施設の拡張とはどういったものかということで、既存の施設の維持・拡充のため、既存の施設の隣接する土地に施設を整備するということになります。

なので、このあたりは解釈によるところもあると思うんですけれども、このたび県であったり、農業会議であったり、いろいろ意見を聞いたところ、今回に関してはこちらに当たるのかなあということちょっと考えてはおります。以上です。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたけれども、皆様方のほうから何か御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。私も一緒に現地を確認いたしました。

それで、これはいろいろと経緯がありまして、非常に疑問に思うのは、農地を2筆、ここの39ページの——と——、——m²ぐらい取得されておるんです。そのときは農地を第3条で取得をされたんですけれど、一応、取得者は個人名で取得されておるんです。それで、後から分かったんですけれど、家です。——、これは個人の名前で取得されているんです。39ページを御覧になったら分かりますけれども。これはなぜかという、——ではないですから農地を取得することができませんから、これは——のほうは農業委員会は分かりませんが、こちらの住宅取得、住宅用地の取得と住宅なんですけれど、これを取得されていると。こちらは——で取得されているんです。

それで、私も既存施設の拡張というのは、これは既存施設の維持管理、そういうようなもので関連がある住宅用地であれば住宅の敷地が狭いから拡張するとか、農業倉庫が要るからそこを拡充するとかいうのであったり、これは農地のほうは新規取得で取得されているんですよ。

それで、これは最初にその資材置場の設置場所ありきで、後からこういう形で持ってこられたという——農地を全部取得されりゃあ問題ないと思うんですけれど、既存施設の拡充・拡張というのが、これはちょっと当てはまらないということで私も非常にこのことを調べたんですけれど、今の事務局からの分でも隣接地と一体的に転用事業を行う場合の第1種農地の転用というのは、面積が2分の1以内か3分の1以内に平成21年に変えられたのがあるんです、ここに。

だから、ちょっとこれは私は県の担当者の「——」という感じで説明を受けたんですよ。だから、これはちょっと何か施設拡張というので適用するのであ

れば、ちょっと無理があるんじゃないかという気がいたします。

○原田会長職務代理者 今の御意見について、何かございますでしょうか。

○事務局 あくまで先ほど私が申し上げた点に関しても、県であったり、農業会議に聞いた上での解釈というところもありますので、実際にちょっと我々、先ほど出たお話や池田委員さんの意見などを皆さんにお聞きになられた上で今回、皆さんのほうで御判断いただければと思っております。

○原田会長職務代理者 ほかの方、御意見、何かございますか。

今、言われている……。どうぞ。

○2番 2番、石川です。この今、申請があった農地については第1種農地の一番端っこだろうと思うんですが、割と埋められたりしちよるんではないかと思うので、そう目くじらを立てることもないのかなあと思いますが。

一般論というか、今後こういうのが適用されるということになると、まず一つ確認したいのは、39ページの黄色い部分、既存施設です。何をされているのか。建物と書いてある。それで関係するのは拡張とかいうのが出てくるんじゃないのかなと思うんです。

○原田会長職務代理者 どうぞ。

○11番 それで、39ページ、この2は、あくまで住宅です。住宅用地で住宅なんです。家なんです。それを取得されて、今ちょっと改築してしているようなところがあるんですけど、改築して、これを倉庫に変えるということなんです。

倉庫だから資材置場と関連があるという、ちょっと拡大した解釈になっておるんですけど、それは住宅で取得されたんだから、その形がきちんと用途変更とか、そういうものができてからでないとできないんじゃないかなというのが私の判断ですけど。あくまで住宅で取得されているんです、3か月前に。

○2番 まだ倉庫にはなっていないちゅうことですね。

○11番 なっていない。途中なんです。やりかけなんです。それで、その倉庫が目いっぱいかどうか、拡張せないけんほど足らんのか、入れる場所がいっぱいかどうかちゅうのが判断材料の一つになるというふうに考えるわけです。それは余裕があれば、空いておれば、わざわざそこを広げる必要もないわけですね。

○2番 まず、1点がそれですね。だから、ちょっと今、池田さんがおっしゃるように、該当しないのかと私も思います。

それから、建物の横に農業倉庫というのがあります。これも気をつけると、そのまま資材置場の続きになる可能性があるんじゃないかと。

それから、——、これは2分の1ということになると、ここも第4条で資材置場にできるという形になりますので、元が大きくなれば、2分の1ちゅうのはどんどん大きくなってきますので

拡張ができてしまいます。その辺を考えると、安易に第1種農地の転用を認めるべきではないんじゃないかと私は思います。

だから、今、指摘した部分の説明がきちっとつけば別に問題ないと思いますが、単純に施設の拡張だからとかいうのだったら、ちょっと問題があるのかなと思います。以上です。

○原田会長職務代理者 どうぞ。

○11番 すみません、度々。ちょっと補足しますけれど。

今、石川委員が言われたように、今回のこれを認めたら——、田とありますけれど、第3条で取得された。これは施設拡張であっても、それが今度はやはりこれを認めるようになります。同じようになります。これはもうそういう形ですね。これはできない、こっちはできるというのはないと思います。判断は一緒になるべき。

○原田会長職務代理者 それはそうでしょうね。

ほかに。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今の皆さんのお話をお伺いすると、この案件はどうも認めるべきではないなあという気がするんですけど、どうでしょうか。

○原田会長職務代理者 ほかの方はどうでしょうか。

○4番 4番、関谷です。第3条で取得の土地の耕作状況はどうなんですかね、今の段階では。

○原田会長職務代理者 現状ですね。

○18番 今は買われたときのままです。

○4番 そういうことになると耕作されていないという状況が続いておって、先ほどから言われている2分の1、2分の1で、どんどんこの敷地拡張が広がるような懸念材料があるんですけど、これはストップをかけるにはどうしたらいいかというのは何かありますか、事務局のほうで。

○事務局 そうですね、正直なところ、ないかなと思っています。ただ、今、今回で不許可という形になると、どうしてかというところをちょっとはつきりさせていきたいと思うんですけども。

今、その第3条の農地を取得されたところもされていない、あとはその——番地の取得された建物ですね、そこの活用のあたりがまだどうかというところが懸念されているのかなあとしますので、そのあたりをちょっとまた申請者に伺っていくという形を取れるのかなとも思うんですけども、どうでしょうか。

法的には、その先ほどの2分の1の拡張というのを続けていくということは、できないことではないのかなと解釈しているところです。

○原田会長職務代理者 今、事務局の説明がありましたとおり、法的にはこの既存の施設の拡張ということの要は解釈次第なんです。だから、この辺をどう捉えるかということで、これは既存の施設が資材を置くような施設じゃないだろうということだけで、この案件がいわゆる保留というか、そ

ういうことにできるかどうかですね。

だから、皆さんの意見が「いやいや、これは保留するべきだ、一旦は」ということであれば、これは致し方ないかなとは思うんですけども、逆に言うと、否決するには、それなりの理由が必要になってくるんですよね、こちらの委員会としても、なぜ駄目なんだということをです。

その辺もあって今回、事務局のほうからこういう事前確認をして出しているんで、ちょっと微妙な解釈の違いということで、それと今、意見が出ているように、これを認めてしまうと当然、次、どうなるか分からんよということもあるんだらうと思うんですよね。

私は個人的には、第1種農地とはいっても、やっぱり法的に第1種ということで一つのくくりになっていても、同じ第1種の中でも非常によい、いわゆる優良農用地と、そうではない、かなり端っここのほうのついてきたような第1種農地もあるので、そういったことだけでも配慮する必要があるのかなとは思いますが、皆さんの今の意見、ほかに何か御意見ございますか。

今の意見からすると、何となく今回、今日はちょっと承認という形に持っていくのは厳しいのかなという気はしているんですけども、どうでしょうか、事務局は。

○事務局 第3条について、あくまでこれも口頭の話でしか過ぎないんですけども、行政書士のほうは、その耕作状況がよろしくないということを横木委員からも伺っておりますので、そのあたりは話をしまして、彼らのお考え、何となくやるのはちょっとシーズンじゃなかったのも、また今後始めていきたいということは聞いております。第3条を取得したからちゃんと耕作はやってもらいたいということで、—————には強くお願いをした次第です。

あとは用途変更に関して、この辺もちょっと開発建築指導課のほうに尋ねたんですけども、通常でしたら建物の用途を変えたりするので、開発建築指導課の許可も必要になってきたりするんですけども、こちらの場合、都市計画区域外に当たるということで結局、都市計画法の影響を受けないということで、こういった用途変更等の手続上は、役所に提出する手続等に関しては必要ないという回答がありました。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

どうぞ。

○11番 当初、事務局からお伺いしたのは、会社の支店とか、そういうのを置くとお聞きしたんですけど、それがいつの間にか倉庫になっているということです。だから、要件に該当しないんじゃないですか、住宅で取得されたのは。だから、法的に用途変更が必要なくても、状況を見たら明らかに変わります、これは税務の固定資産のほうではそうであるでしょうけれど、これは非住宅用地なら—————上がってくるはずですよ。そういうわけですね。

だから、当初、事務所とお聞きしたのは、それはどういうあれですかね。事務所の支店とかを置くとか、それなら関連があるからいいんじゃないかならうかということでお聞きしたんですけど。

○事務局 こちらも最初、————とお話した時はそういったお話があったんですけども、その後ちょっと倉庫に使いたいという話が出たということで、そこはちょっと後から聞いたというところはあります。

○原田会長職務代理者 ほかに御意見、何かございますか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。根拠がなければ難しいと思うので、今回、これは田のままで取得をしていただいたらどうかと思います。既存の建物は誰が見ても倉庫、中に物が入れてあるという状況になった時点で、第4条でやっちゃったら、それは通りやすくなると思いますけれど。

○原田会長職務代理者 いきなり第5条では駄目だということですか。

○2番 はい。さっき最初に見たように、第1種農地の一番端っこのところになるので、そういう方法でもいいのかなとは思いますが、今回はちょっとこのままでは疑問があります。

○原田会長職務代理者 非常に難しい、悩ましい部分もあると思いますので、どうしましょうか。

その他、意見がないので、このまま採決というわけにもいきませんが、事務局、一旦、保留という形でもよろしいですかね。その辺……。

○事務局 分かりました。では、一度保留ということで、また————とお話しして……。

○原田会長職務代理者 申し訳ないです。

○事務局 これからの課題ということで。

○原田会長職務代理者 何点か意見が出ていましたので、その辺は再度改めて確認をして。

○事務局 はい。

○原田会長職務代理者 すみません。

それでは、一応この案件は、保留ということでよろしいでしょうか。挙手のほうをお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

じゃあ、事務局、すみません。この案件は一旦、保留ということで。

○事務局 はい。

○原田会長職務代理者 それでは、3番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○2番 2番、石川です。議案第62号の3は、建売住宅を建設するために転用したいという申請です。

10月8日に事務局2名と関谷委員さんと一緒に現地の確認を行いました。その報告をいたします。

現地は、————のすぐ——にあります。

譲渡人は作付はもうされておりません。ただ、管理は几帳面にされておりまして、しょっちゅう

すくだけということですが、きれいな状況で保たれております。

以前より手放したいという意向は聞いておりましたので、今回、話がまとまったということでございます。この周りは—————んですが、この申請の土地については—————ということで、まだまだ住宅の需要があるという判断の下に取得をすることにしたということです。

周辺については、—————。農地がほとんどありませんで、農地はあるんですが、作付をされているところがありません。水もあまり良好なところではないですから、だんだん作らなくなったということだと思うんですが。

ただ、この近くに—————というものがあるんですが、47ページの図面から見ますと、——、このページの左側にありますが、そちらの水路より出されると—————にこの先入いってしまいまして、—————、すごく排水の悪いところに行くので反対が大変多いところなんです、南に向けて流すというふうに聞きましたので、そうすると違う川に行きますので、その辺の問題もありません。

—————も、こちらに流れんじやったらいいよということでしたので、特に問題はないと思います。

皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続いて、4番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○2番 2番、石川です。議案第62号の4は、—————をするために転用をしたいという申請です。

資料は49ページからになります。

10月8日に事務局2名と関谷委員さんと一緒に現地の確認をしました。その報告をします。

現地は、—————にあります。

譲渡人は長年、草は刈っていらっしゃいましたが、耕作はされておりました。

—————と聞いていますが、実は—————
ので。—————ということで連絡が取れなかったんですが、—————とかいろいろ聞きまして、ここはもう譲りたいということを言っていたらよかったということです。

———につきましては、現在——にあったのが今、———のほうへ歩いて———をしていると思いますが、———に聞きましたら、理由についてはちょっと———というのですかね、———と———、それから———も一緒になっていると思いますが、そことの連携をとるために近くに移転をしたかったということです。お互いに相乗効果が期待できるので、今後もしろんなことができるのではないかと思います。

それから、今、———ですが、———というんですか、———のほうへ行く道、———と思いますが、これとの連携も大変よいところにありますので、交通の利便性もあるということでした。

周辺の農地については、51ページですが、真ん中、緑色が申請地なんですけど、それからすぐ右側に道があります。県道があつて、その申請地の右側も左側も———が現在、耕作をされています。したがって、特に農業に影響があるということもないと思います。

それから、50ページ、ちょっと見にくいですが、真ん中に丸がついていますけれど、そのまま———のほうへずうっと下がっていきます。この道路のこのページでいうと左側、ここへ———では珍しい第1種農地がありますので、その関係もよいと思います。ただ、第1種農地ですが、残念ながら———ので、皆さん、———に借りてほしいと思っていられようようです。報告は、以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。よろしいですか。

木原委員、よろしいですか。

○7番 よろしいですよ、はい。

○原田会長職務代理者 はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようでございますので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 全員賛成で、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○2番 2番、石川です。すみません。5と6は一緒に、6は仮設道路です。

○原田会長職務代理者 そうですね、はい。同じですね。

○2番 はい。議案第62号の5と6は、太陽光発電施設を建設するために転用をしたいという申請です。

10月8日に事務局2名と関谷委員さんと現地の確認を行いました。その報告をいたします。

現地は、———の———mから———mぐらいのところにあります。

譲渡人は、———、現在は———を
されております。

それから、農地の管理も、———ということだったんですが、
この前、アンケートで回ったときに「もう限界です」とおっしゃっていましたので、その頃から買
手を探されていたようです。買手があったら、すぐ話に乗りますよという、そのときもそういう話
だったので、できれば農地のまま誰かを探したかったんですが、今回は太陽光発電ということで申
請がありました。

それから、6については、その太陽光発電施設に入るという57ページです。黄色の部分ですが、
太陽光発電施設に入るための仮設道路を造るために一時転用をするということです。

議案書を見られたら分かると思うんですが、使用貸借です。特に1人は関係ない人ですけど、
1人は太陽光発電施設に譲る譲渡人なんですが、1人は関係ない人ですが、使用貸借で——だそう
です。この会社に聞いてみたら、——でしかやらないみたいです。そこでもめたら違うルート
を探すという、過去にそういうことがあったらしいんですが、そういう方針だそうですから、工事
用道路は——で借りるということでした。

水路の管理とか農道の管理については、通常通りお願いをいたしました。

それから、メンテナンスについては、道がなくなりますので、確認したところ、赤線が横を通っ
ていますので、その赤線を通じて歩いて入るということでした。

今はまだ譲渡人の家がありますのでそちらからも入れますから、当面は特にメンテナンスに問題
はないと思いますが、その家がなくなったときには赤線を通じて入りますということでした。報告
は、以上になります。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○2番 すみません、一つ言うのを忘れていました。

62ページですが、近隣の人の確認なんですけれど、———というのがあるんですね。——
———と書いてあります。これは———でよろしいんですが、筆で書いてあ
る地図だろうと思うんですけれど、分かりません。今、これで探しても全然出てこないの。

———、この人じゃないかというのを教えましたので、この7番については、もう一
度確認をするということで今、確認があり次第、私のほうに連絡が来ることになっております。以
上で終わります。

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。

御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員の方、説明をお願いいたします。

○6番 6番、倉重です。それでは、議案第62号の7の説明をいたします。

本案件は、場所は——であります。

これは譲渡人が譲受人に——んですが、これもう——おりまして、これは譲受人——なんですが、——でお渡ししました。そのときに第5条で申請をするということであります。

現地確認は、9月10日に事務局2名と木原小委員長と私でやりました。

ここは面積的には—— m^2 であります。

第2種で立地条件は問題ないかと思いますが、始めは第3条で出ておりまして、畑のほうに倉庫がありましたので、これは駄目よということで始末書、第5条に対しても始末書を提出済みであります。

これは敷地拡張ということで、—— m^2 で周囲は宅地ばかりでありますので、周辺農地及び水路に影響はありませんので、立地要件も一般条件も問題ないかと思いますが。

本人は、非常に地域に協力的でありまして、地域との調和要件もばっちりというか、クリアしております。その辺も問題ないかと思いますが。報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたしました。

それでは、続きまして、第63号、第64号、第65号、一括上程させていただきますので、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 御説明します。議案書は7ページからです。

議案第63号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和6年10月25日公告予定の利

用権設定が3件提出されております。

この件の集積面積は3,089m²です。利用権の内訳は、所有権の移転が3件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第64号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得、議案第65号、農地中間管理事業法第18条7項、農用地利用集積計画等促進計画の公告について、御説明します。

議案書は9ページからです。

議案第64号、第65号につきましては、県で公告予定の利用権設定が7件になります。

農地の集積面積は25,179m²です。こちらは新規が7件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第64号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第65号によって貸付けを行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**原田会長職務代理者** それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**原田会長職務代理者** 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**原田会長職務代理者** ありがとうございます。全員賛成ということで、第63号、第64号、第65号、承認いたします。

続きまして、第66号、事務局、説明をお願いいたします。

○**事務局** 御説明いたします。

議案第66号は、令和7年度防府市農業施策等に関する意見書についてであります。

意見書は先月、案として今回の議案と一緒に送りましたものがあるんですが、本日、すみません、差替えのほうをお配りしております。

言い回しや語尾などの部分をちょっと修正しておりますが、内容についての修正はございません。

まず、1つ目、特産品や加工品開発への支援。

2つ目としまして、農業用施設・機械等の整備への支援。

3つ目としまして、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除対策について。

以上の3点を上げております。これらを市長のほうに意見書として提出したいと思っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会長職務代理者 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

この意見書については、数か月前より農業委員の各委員さん、それから推進委員さんから意見をいただき、それを集約し、市に対する意見書ということでまとめて、先月の総会のお渡しして御意見を伺っておるところです。

一応これは今日の総会で承認ということになれば、これを25日に市長、それから市議会議長のほうへ意見書として提出する予定です。

特に御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○原田会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで、第66号、承認いたします。

それでは続きまして、報告事項、第63号から第69号まで、内容について御覧になって、御意見等がありましたらお願いをいたします。特に御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田会長職務代理者 それでは、これで議案の審議は終わりです。

午後3時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月16日

議 長 原田 道昭

署名委員

署名委員